

## 人事委員会議事録（第1642回）

### 1 開催日時

令和2年9月24日（木）15：00～15：50

### 2 開催場所

兵庫県人事委員会 審理室

### 3 会議に出席した者

委員	松田直人	委員長
	鈴木尉久	委員
	長尾真	委員
事務局職員	西村嘉浩	事務局長
	森本剛史	任用課長
	古川卓哉	給与課長
	岡野揮代美	任用課副課長兼総務審査班長
	小倉豊道	給与課副課長

## 開 会

### 第1号議案

#### 議事録の承認を求める件

人事委員会議事録（第1641回）について、審議の結果、原案どおり承認した。

### 第2号議案

#### 社会人経験者採用試験実施要綱決定の件

任用課長が標記要綱（案）を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

（委員）

受験資格を住所地で制限することは可能なのか。

（事務局）

地方公務員法で受験資格（第19条）は、「職務の遂行上必要な最少かつ適當の限度」で定めるものとされており、住所地による制限はできないと考えている。

（委員）

応募者数はどの程度を見込んでいるのか。

（事務局）

今年度は全国的に同趣旨の試験が実施されているため、昨年度（約1,400人）ほど多くないと思っていたが、7月に実施した大阪府（約1,400人）や神戸市（約1,000人）の申込状況も踏まえ、昨年度と同程度を見込んでいる。

(委員)

年齢要件を昨年度と同様(35歳～45歳)としているが、対象となる氷河期世代の年齢が1歳ずつ上がるから、年齢要件を1歳ずつ繰り上げるべきではないか。

(事務局)

本県の社会人採用試験は、氷河期世代のみを対象とするものではない。下限年齢は経験者採用試験の受験資格(25歳～34歳)の上限が34歳であることから35歳とし、上限年齢は在職職員の年齢構成の平準化を図るとの考えから45歳としている。

### 第3号議案

#### 選考採用並びに職務の級及び号給決定の件

給与課長が、病院事業管理者から請求のあった採用選考(発令予定令和2年10月1日)について説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

### 第4号議案

#### 会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則制定の件

### 第5号議案

#### 会計年度任用職員の給与等に関する実施規程の一部を改正する規程制定の件

給与課長が、標記規則及び実施規程の改正内容等を一括して説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員)

会計年度任用職員は、自身の日額や時間額を把握しているのか。

(事務局)

個々に勤務条件として明示しており、自身の報酬額は把握している。

(委員)

この改正で「1時間あたりの報酬額」に影響が出る職員はどのくらいいるのか。

(事務局)

「1時間あたりの報酬額」は、超過勤務手当の算定の基礎となるが、会計年度任用職員は正規職員の補助業務が一般的であり、時間外勤務を命じることは原則行っていないから、影響は少ないと考えている。

### 報告事項1

#### 審査請求取下げの件(平成28年(不)第2号事案)

任用課長が、令和2年9月15日付けで受理した標記取下書の内容を報告した。

(委員)

県教育委員会が「懲戒処分の指針」を定めたのは、最高裁判決(令和2年7月)の後なのか。

(事務局)

同判決の前、本年6月に定めている。

(委員)

控訴審では、処分を11段階に画一的に区分して、加重する場合に直ちに上位に区分する方法は合理的であるとは言い難く、加重事由を勘案しても減給より遙かに重い停職を選択したことは、裁量権の範囲を逸脱するものと判断された。

上告審では、裁量権の逸脱又は濫用はないとされたが、個々の加重事由の考慮方法が形式的に過ぎると指摘されたので、処分の量定に一層慎重さが求められる。

## 報告事項2

### 定期人事異動（令和2年秋）〈警察〉

任用課長が、警察本部の令和2年度秋の定期人事異動を報告した。

(委員)

春と秋の定期人事異動の違いは何か。

(事務局)

定期人事異動は春が主であり、秋の人事異動は組織改正や退職補充等に対応するものである。

(委員)

サイバーセキュリティ・捜査高度化センターといった組織は、全国的に設置されているのか。

(事務局)

警視庁等に設置され、全国で4番目と聞いている。

(委員)

暴力団対策の体制強化は県警本部主導なのか、それとも警察庁主導なのか。

(事務局)

県警本部で検討した結果と聞いている。

## 報告事項3

### 人事院勧告に関する要請

給与課長が、令和2年9月3日付けの人事院給与局長に対する全国人事委員会連合会事務局長からの要請書の内容を報告した。

(委員)

人事院勧告の日程は判明したのか。

(事務局)

現時点で、人事院勧告の見通しは不明な状況である。

閉 会